

平成 20 年 3 月 10 日

金融庁監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)に
対する意見等の提出について

平成 20 年 2 月 6 日付で意見募集のありました標記に関する意見等を別紙のと
おり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融商品取引業者等向け総合的な監督指針の一部改正(案)への意見、質問・確認事項

(別紙)

項番	該当箇所	意見、質問・確認事項	理由
1	<p>IV-3 業務の適切性 IV-3-1 有価証券関連業務に係る業務の適切性 IV-3-1-2 勧誘・販売態勢</p> <p>(5)証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保) 証券化商品の中には、複雑な構造を有し、原資産のリスクが不透明になっているものがあり、適切な情報伝達が行われていない場合には、結果として金融システム全体の中でリスクの所在が不明確になるおそれがある。 証券化商品の取引は、基本的にはプロ同士(証券会社等と適格機関投資家等)の取引と考えられるため、法令上の開示規制や業者の説明義務の対象にはならない可能性が高いものの、その販売に関しては、上記の視点も踏まえ、以下のような点に留意するものとする。</p> <p>①販売に先立ち、原資産の内容やリスクに関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、社内で分析を行っているか。 ②販売の際に、格付けのみに依存することなく、自ら分析した原資産のリスク・格付けに反映されない流動性リスク等についても情報伝達を行うよう、社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。 ③投資者である顧客からの要望があれば、当該顧客が原資産の内容やリスクに関する情報を適切にトレースすることができるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールが定められており、必要な態勢が整備されているか。 ④市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たって、客観性を確保するための態勢が整備されているか。</p>	<p>【質問・確認事項】 本件は、サブプライムローン問題で顕在化した「リスク所在の不確実性」に対応するためと認識しているが、左記の対応については、全ての証券化商品の販売に際して求められるものではなく、本文に記載の通り「複雑な構造を有し、原資産のリスクが不透明となっている」証券化商品の販売に際して、求められるものであるという理解でよいのか。 また、具体的にどのような証券化商品を販売する際に、左記の様な対応が必要かどうかについては、業界における自主的な対応に委ねられるという理解でよいのか。</p>	<p>金融技術の発展に伴い、証券化商品については、リスクの所在の把握に高度な判断力を必要とする複雑な構造を有するものから、リスクの所在が明確な単純な構造のものまで、多岐に渡っており、左記の様な対応を一律に求めることは馴染まないため。 また、証券化商品の多様性や金融技術の進化のスピードを踏まえると、監督指針において、左記の様な対応が求められる証券化商品を具体的に類型化し、ルール化することは困難であると思料されるため。</p>
2	<p>IV-3 業務の適切性 IV-3-1 有価証券関連業務に係る業務の適切性 IV-3-1-2 勧誘・販売態勢</p> <p>(5)証券化商品の販売に係る留意事項(証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保)</p> <p>④市場価格の特定が困難となった場合にも、理論価格等を評価・算定し、顧客に迅速かつ的確に提示することができる態勢が整備されているか。また、当該理論価格等の評価・算定に当たって、客観性を確保するための態勢が整備されているか。</p>	<p>【質問・確認事項】 本件は、理論価格等の評価・算定を行う独立した部署の設置や、理論価格等の評価・算定に際してのモデル等に対する外部監査の実施といった、販売会社内の客観性の証明では無く、理論価格等の算出・提供プロセスからの情報利用者の利益を優先するような恣意性の排除の問題であるという理解でよいのか。</p>	<p>確保すべき客観性の対象明確化のため。</p>

項番	該当箇所	意見・質問・確認事項	理由
3	<p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性 IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(3)店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 ③顧客及びカバー取引相手方との取引 以下の点について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。 イ カバー取引の発注方法 ロ カバー取引の執行基準 ハ カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応 ④相場が急激に変動した場合の対応 相場が急激に変動した場合の対応について、顧客に対して適切な説明を行っているか。 ⑤自己勘定取引に係る社内管理態勢 自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。 ⑥分別管理の状況 保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、金商法第94条第1項に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について適切な説明を行っているか。</p> <p>IV-3-3-4 店頭金融先物取引に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として取引を行う通貨に係る店頭金融先物取引については、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項 ①店頭金融先物取引業者が、顧客との取引後、カバー取引を行うまでの間に時間差が生じる可能性がある場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。 ②カバー取引を顧客との取引ごとではなく、一定の時間ごと若しくは一定の金額ごとに行う又はディーラーの判断によって行うこととしている場合には、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じることに十分留意し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。 ③顧客からの指値注文又はロスカット注文について、情報ベンダー等が示す相場の気配等から判断して注文を約定させその後カバー取引を行う場合には、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。 ④システムによるカバー取引に係るシステムリスクについては、基本的にはⅢ-2-8における態勢整備の留意点をもって対応することとするが、カバー取引を行う際にカバー取引相手方との間でシステム障害により、取引が行えない場合があることを勘案し、その間の相場の急激な変動等に備えたリスク管理態勢を整備しているか。 ⑤カバー取引相手方との間の契約内容等を十分に把握し、トラブル発生時の対応が迅速かつ適切になされるような態勢が整備されているか。</p> <p>(2)相場が急激に変動した場合の取引に係る留意事項 相場が急激に変動した場合に備え、自己勘定取引を停止する又はカバー取引相手方との取引ができない場合には顧客からの受注を行わない等の具体的なリスク管理の方針を定め、そのための態勢を整備しているか。</p> <p>(3)自己勘定取引に係る留意事項 顧客取引に係るカバー取引以外に自己勘定による取引を行っている場合には、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①自己勘定取引を行う担当者のポジションリミット、ストップロスリミット(日次・月次)、オーバーナイトポジションのリミット等について社内規程を整備しているか。 ②自己勘定取引を行う担当者の取引の発注に関し、誤発注を回避するためのソフトリミット・ハードリミットを設けているか。 ③担当者の行う取引における社内規程の遵守について、バックオフィスにおいて常時モニタリングする態勢となっているか。</p> <p>(4)監督手法・対応 日常の監督事務を通じて把握された店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢に関する課題及び対応状況については、ヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて把握することとする。また、当該業者の状況が公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>	<p>【意見】 本件は、昨今の外為証拠金業者の破綻事例等およびそれを踏まえて行った外為証拠金業者に対する一斉調査の結果を踏まえた、外為証拠金業者に対する監督上の着眼点であると認識している。このため、登録金融機関は対象外であると理解しており、その旨、明確化頂きたい。 具体的には、本指針上、登録金融機関が準用される部分が記載されているⅧ-1において、本件は対象外である旨、明記頂きたい。</p>	<p>対象となる取引業者の明確化のため。</p>